

第4章

香港の環境法と行政制度

はじめに

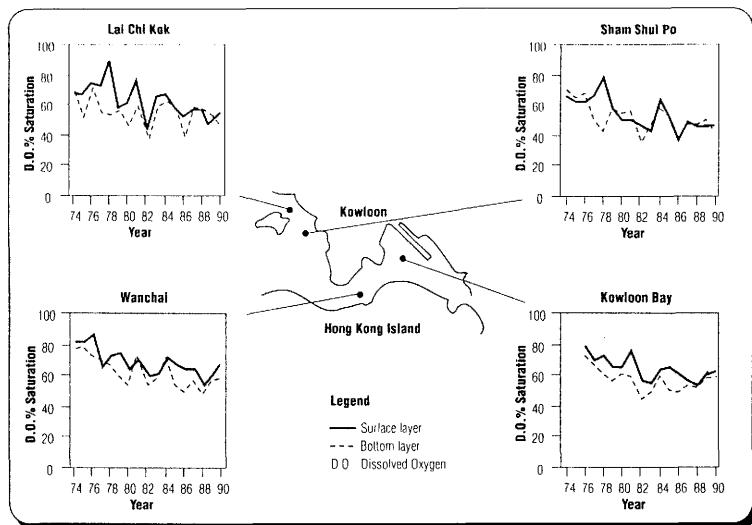
本稿では香港の環境問題の特徴を明らかにし、環境問題に対処している環境行政組織はどのようにになっているのか、また、汚染防止および環境保全のための環境法制や環境戦略・プランがどのようなものであるのかを述べる。そして、環境をめぐる紛争処理さらに香港と中国との間の越境汚染問題の解決がどのように行われているのかについて述べる。また、1997年の返還後の香港の環境問題がどのように展開してゆくかについても述べる。

I 環境問題の背景と特徴

香港の環境問題の特徴は、一言でいえば都市型高密度汚染を引き起こしていることにある。狭い土地に多くの住民が居住していることが原因であり、経済成長および人口増加がこれに拍車をかけている。

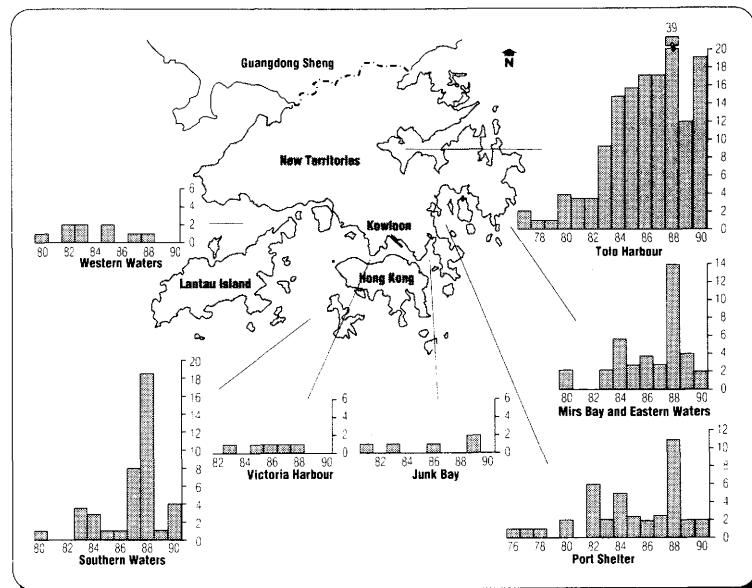
香港では環境問題に対する苦情処理を行っているが、1990年の環境に関する苦情は騒音62%，大気汚染30%，廃棄物6%，水汚染1%，その他1%となっている。この結果からも高密度ゆえに生じる汚染に対する苦情が多いこと⁽¹⁾とがうかがえる。

第1回

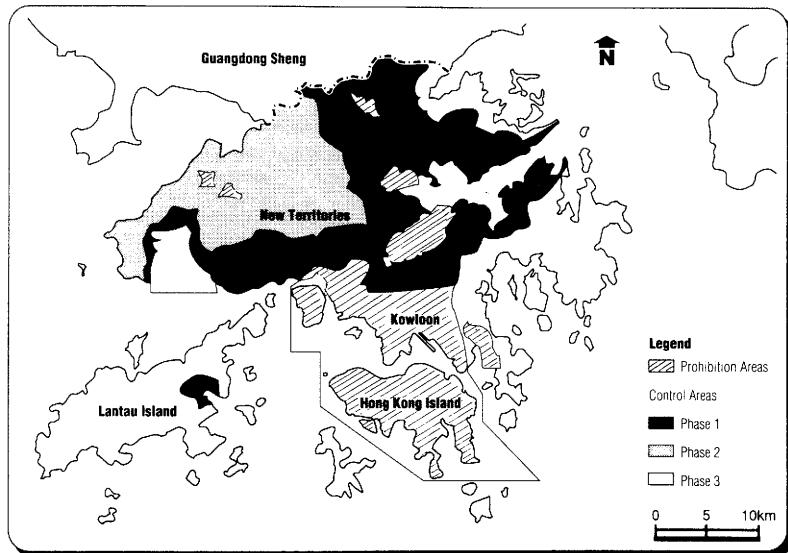


(出所) *Environment Hong Kong 1991*. (第2~4図, 6~8図も同じ)

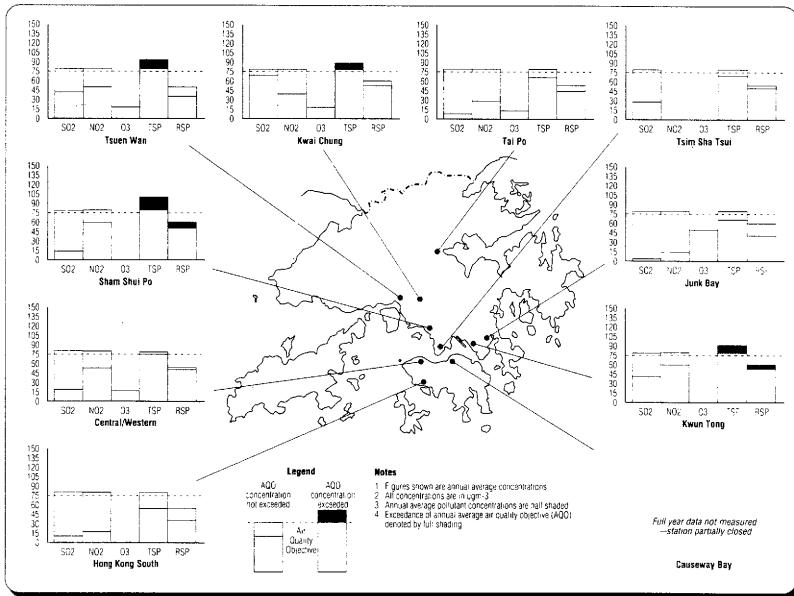
第2図



第3図



第4図



香港では他の開発途上国に多くみられるように生活排水および工場排水による水質汚染が深刻で、⁽²⁾ 第1図に示されるように特にビクトリアハーバー地域は深刻である。この地域の人口増加が1972年以来の水質悪化の原因の一つとなっている。台風シェルターと呼ばれる部分は水の流れがあまりよくないため汚染が深刻な状況である。Yau Ma Teiの汚染は深刻な例である。トロハーバーでは1988年の汚染の状況が深刻であった。一定の改善がみられるものの水質基準は未達成である。富栄養化現象ではDeep Bayが最も汚染された水域である。その原因是Pearl River, Shenzhen River, Yuen Long Riverだといわれている。第2図のように赤潮の発生も増えている状況にある。特に、ジャンクベイ海域の赤潮は、深刻である。海水浴場の水質は向上しており、現在22カ所が良好な状態にある。内水の水質は向上しつつある。新界地区の家畜廃棄物も水質汚染の原因となっている。家畜廃棄物については第3図に示される管理区域が設けられている。

香港は、大気汚染でも深刻な状況にあるものの行政の努力によって改善の状況がみられる。大気汚染の主な原因是自動車排気ガス、焼却場、火力発電所、工場からの汚染物質の排出によるものである。高密度という状況の中で、中小工場の多い香港ではビル上の煙突からの排煙による大気汚染の苦情が多い。第4図は香港の大気の汚染状況を示している。

騒音については建設騒音、交通騒音特に空港と住居地域が近接しているので航空機騒音が著しい。さらに、Chek Lap Kok新空港開発に際しての環境問題も懸念されている。

II 環境問題への取り組みと環境行政組織

香港の環境問題の改善への取り組みは1989年6月5日の白書がきっかけとなった。この白書は主要な環境問題を挙げて、今後10年間の計画取り組みについて次の5つの点を中心に述べている。⁽³⁾

- (1) 開発にともない問題が将来生じることを避けるための計画
- (2) 環境の効果的な管理のための立法
- (3) 下水ならびに化学的廃棄物および一般廃棄物の収集、処理施設
- (4) 適切な政策および計画の基盤を提供するためのモニタリングおよび調査
- (5) 教育と啓蒙

この計画では200億香港ドル（以下ドルは香港ドルを指す）の環境対策費を設けて、環境保全を実施しようとしている。

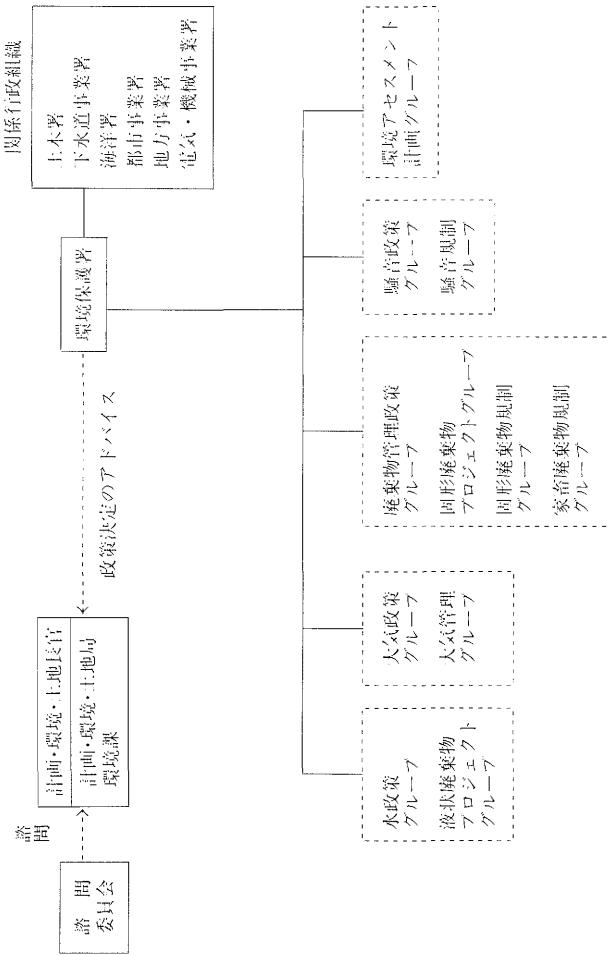
実質上は香港の環境問題解決の取り組みがここから始まったということができる。環境問題への取り組みはすべての行政組織がその管轄する分野で行っている。環境問題に対してどのような関連行政組織があるのかをここに紹介する。

環境保護のための行政組織は、次のような仕組みになっている。すなわち、計画・環境・土地局（Planning, Environment and Lands Branch, PELB）は環境政策および環境計画行政を行っている。環境保護政策については、計画・環境・土地長官（Secretary for Planning, Environment & Lands）が全責任を負い、環境問題すべてに関し、環境問題諮問委員会（Environmental Pollution Advisory Committee）から助言を受ける。環境問題諮問委員会の委員は総督（Governor）が任命する。さらに、環境政策、計画の立案には、環境保護署（1986年4月1日設立、Environmental Protection Department）がサポートする。環境保護署は、実際上、全域にわたってすべての環境問題に取り組むことができる専門家チームをかかえており、環境立法の施行、環境質のモニタリング、あらゆるタイプの廃棄物の処理プランの作成等に対して責任を負っている。

地方行政レベルの主に環境衛生面の政策施行は、都市部を管轄する市政評議会（Urban Council）および新界地区を管轄する地域評議会（Regional Council）が受け持っている。

他にも環境問題に取り組んでいる組織としては、PELBの下水計画を援護

第5図 香港環境行政組織図



(翻訳) Environment Hong Kong 1991 により作成

し、下水処理を取り扱う下水道事業署 (Drainage Services Department), 都市事業署 (Urban Services Department), 地方事業署 (Regional Services Department), 埋立による開発を監視する土木署 (Civil Engineering Services Department), 焼却場の運転を行う電機・機械事業署 (Electrical and Mechanical Services Department), 浮遊廃物を取り除き油濁に対する措置をとる海洋署 (Marine Department), 環境保護施設の建設を管轄する土地開発署 (Territory Development Department) などがある。

次に、環境行政組織を掲げる（第5図参照）。

III 環境法の体系と適用状況

環境関連の法の制定については、行政評議会および立法評議会の承認を得なければならない。

香港の環境法は、水、大気、廃棄物、騒音の分野毎に Ordinance (条令), Regulations (規則), Order (命令), Act (法律) の形式にわかれ。次に主要な条令およびその内容、基準ならびに戦略・プランを述べる。

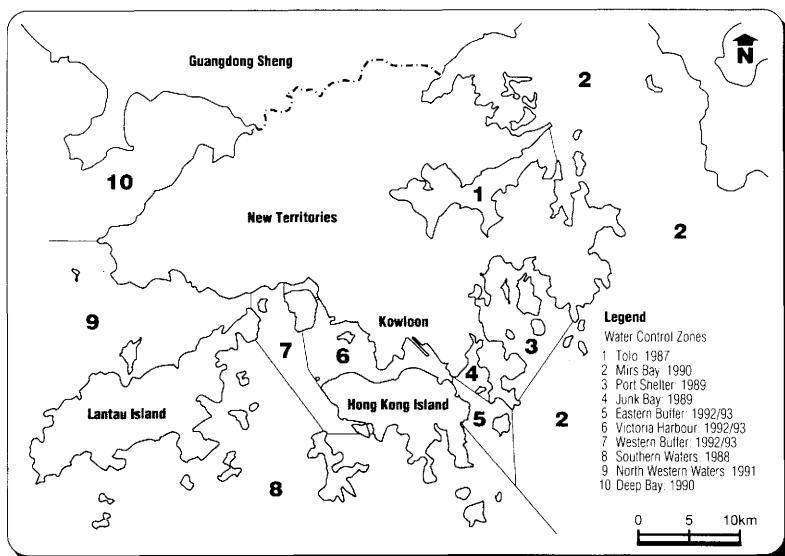
1. 水質汚染

環境保護署からライセンスを得ないで第6図に示される水質管理水域へ排出することを禁止する内容の水質汚染規制条令 (Water Pollution Control Ordinance, 1980) が中心となっている。

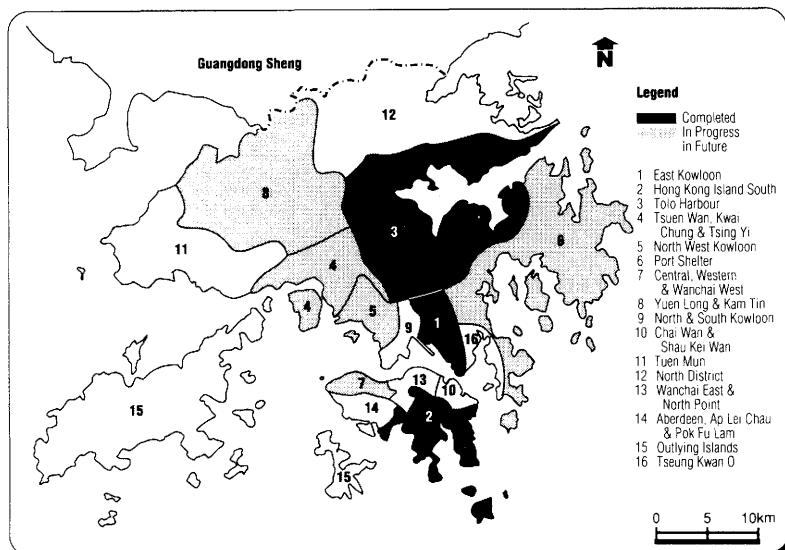
1990年には水質汚染規制条令が改正され、排出基準を設定する技術メモランダム (Technical Memorandum) の条項が盛り込まれ、1990年11月30日に最初のメモランダムが出されている。この排出基準が香港全域で満たされれば水質目標を達成することができるとされている。

水質改善の計画としての下水道マスタープラン (Sewerage Master Plan) は

第6図



第7図



下水収集、処理システムの構築をめざした下水処理戦略である。第7図のように16地域の整備が実施・予定されており、排水を集める地下150メートルの水路およびストンカッターアイランドの大規模汚水処理場の建設が計画されている。

次に水質汚染管理条令の概要を述べる。⁽⁴⁾

(a) 水質管理水域の設定（4—6条）

香港の全水域に水質管理水域の設定を総督が設定し、長官（Secretary for the Environment）は水質管理水域別に水質目標を決定する。

(b) 規制される排出

水質管理水域への有害物質の排出、水の流れを妨げる物質の排出は禁止される。規制対象となるのは家庭雑排水の流入する汚水処理場であり、家庭雑排水以外の商工業、建設活動から生じる排水の下水路への排出には許可が必要となる。

(c) 許可の申請（19条）

排出の責任を有するものは一定の書式で環境保護署に許可申請をしなければならない。

(d) 許可の条件（20条、第1表）

許可は排出場所、排出の質及び量、モニタリングといった条件付きで行われる。排出許可を環境保護署が決定する場合には技術メモランダムが使われる。

(e) 許可の変更、更新（23、28条）

許可条件の変更を希望するものは事前の承認を得るための申請を行わなければならぬ。許可の2年間の期限満了の60～120日以前に更新のための申請を行わなければならぬ。

(f) 罰金

許可なくして、あるいは許可条件に違反して水質管理水域に排出を行ったものは罰金が課される。最初の違反に対しては最大10万ドルの罰金、その後は20万ドルの罰金が課される。違反が継続する場合は1日に付き5000ドルの

罰金が課される。許可の申請に対し虚偽の事実を申告した場合は1万ドルの罰金が課される。

(g) 権限 (13, 24条)

公衆衛生、下水処理システムなどに潜在的な悪い影響を与えるという点で必要と考えられる場合、環境保護署は次の権限を有している。

- ① 許可および許可の変更、更新をしないこと。
- ② 許可の取消
- ③ 許可条件の変更
- ④ 許可条件の付加

排出によって汚染を引き起こしたものに原状回復を要請し、それを行わない場合には環境保護署が代わって回復を行い、その費用を当事者から回収する。

(h) 上訴 (29—34条)

当局の決定、要請に対し申請者は上訴委員会に上訴することができる。上訴は決定、要請の通知を受け取った後、21日以内に指定された書式で上訴の通知を提出することによってなされる。

水質目標および排出基準

水質汚染規制条例5条に基づいて環境保護諮問委員会との協議の後、各管理水域の水質目標を設定することができる。水質目標は各水域でどのような利用形態かで目標値が異なる。

水質目標および排出基準は第1表、第2表—1～12に示すとおりである。

河川および海への排出基準は水質汚染規制条例21条による技術メモランダムで各地域ごとに細かく規定されている。この基準は条令15、16、20条による排出許可に適用される基準である。ただし Waste Disposal (Livestock Waste) Regulations の管理下による排出には適用されない。

第1表 水質目標

	細菌 (E.coli) 100mℓ	DO (平均深 度, mg/ℓ)	pH	アンモニア 非イオン化 (年平均mg/ℓ)	温度 (℃)	色	SS (mg/ℓ)	塩分 (ppt)	危険 物質	無機養素 の総量 (深度, 年平 均mg/ℓ)	他の水域 との混合	
漁業	<1000 60%ile	>5mg/ℓ 90%ile	6.5 8.5	<0.021 mg/ℓ	自然の範囲 を超えない, 超えないと >±2°	自然状態を 超えない, >10%	自然状態を 超えない, >30%	自然の範囲 を超えない, 超えないと >±2°	自然状態を 超えない, >10%	暫定排出 >±10% ガイドライ ンの適用	0.1/0.3 0.5 水域による	×
海洋生物		>4mg/ℓ 90%ile	6.5 8.5	<0.021 mg/ℓ	自然の範囲 を超えない, 超えないと >±2°	自然状態を 超えない, >10%	自然状態を 超えない, >30%	自然の範囲 を超えない, 超えないと >±2°	自然状態を 超えない, >10%	暫定排出 >±10% ガイドライ ンの適用	0.1/0.3 0.5 水域による	○
海水浴場 (5~10月)	<1000 90%ile	>4mg/ℓ 90%ile	6.5 8.5							暫定排出 >±10% ガイドライ ンの適用	0.1/0.3 0.5 水域による	×
一次的レク タリエーシ ョン(ダビ ング)	<1000 60%ile	>4mg/ℓ 90%ile	6.5 8.5							暫定排出 >±10% ガイドライ ンの適用	0.1/0.3 0.5 水域による	○
家庭, 工業用	<20000 90%ile	>2mg/ℓ 90%ile								暫定排出 ガイドライ ンの適用	0.1/0.3 0.5 水域による	×
船舶航行											○	
景観											○	

(出所) Sewage Strategy Study, Summary Report, Environmental Protection Department, October 1989.

第2-1表 下水処理場につながる下水道への排出基準 (上限を示す mg/L)

Determinand	Flow rate (m ³ /day)	≤10	>10 and ≤100	>100 and ≤200	>200 and ≤400	>400 and ≤600	>600 and ≤800	>800 and ≤1000	>1000 and ≤1500	>1500 and ≤2000	>2000 and ≤3000	>3000 and ≤4000	>4000 and ≤5000	>5000 and ≤6000
pH (pH units)	6-10	6-10	6-10	6-10	6-10	6-10	6-10	6-10	6-10	6-10	6-10	6-10	6-10	6-10
Temperature (°C)	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
Suspended solids	1200	1000	900	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
Settleable solids	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
BOD	1200	1000	900	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
COD	3000	2500	2200	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Oil & Grease	100	100	50	50	50	40	30	20	20	20	20	20	20	20
Iron	30	25	25	25	15	12.5	10	7.5	5	3.5	2.5	2	1.5	
Boron	8	7	6	5	4	3	2.4	1.6	1.2	0.8	0.6	0.5	0.4	
Barium	8	7	6	5	4	3	2.4	1.6	1.2	0.8	0.6	0.5	0.4	
Mercury	0.2	0.15	0.1	0.1	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
Cadmium	0.2	0.15	0.1	0.1	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
Copper	4	4	4	3	1.5	1.5	1	1	1	1	1	1	1	1
Nickel	4	3	3	2	1.5	1	1	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
Chromium	2	2	2	2	1	0.7	0.6	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	
Zinc	5	5	4	3	1.5	1.5	1	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	
Silver	4	3	3	2	1.5	1.5	1	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	
Other toxic metals individually	2.5	2.2	2	1.5	1	0.7	0.6	0.4	0.3	0.2	0.15	0.12	0.1	
Total toxic metals	10	10	8	7	3	2	2	1.6	1.4	1.2	1.2	1.2	1	
Cyanide	2	2	2	1	0.7	0.5	0.4	0.27	0.2	0.13	0.1	0.08	0.06	
Phenols	1	1	1	1	0.7	0.5	0.4	0.27	0.2	0.13	0.1	0.1	0.1	
Sulphide	10	10	10	10	5	5	4	2	2	2	1	1	1	
Sulphate	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	900	800	600	600	600	600	
Total nitrogen	200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	
Total phosphorus	50	50	50	50	50	50	50	25	25	25	25	25	25	
Surfactants (total)	200	150	50	40	30	25	25	25	25	25	25	25	25	

(出所) Technical Memorandum, Standards for Effluents Discharged into Drainage and Sewerage Systems, Inland and Coastal Waters. 第2-2表～第2-12表まで同じ。

第2-2表 微生物処理を伴う下水処理場につながる下水道への排出基準 (上限を示す mg/L)

Determinand	Flow rate (m ³ /day)	≤10	>10 and ≤100	>100 and ≤200	>200 and ≤400	>400 and ≤600	>600 and ≤800	>800 and ≤1000	>1000 and ≤1500	>1500 and ≤2000	>2000 and ≤3000	>3000 and ≤4000	>4000 and ≤5000	>5000 and ≤6000
Copper	1.5	1	1	1	0.8	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.15	0.1	0.05	

第2-4表 内水(グループB—灌漑用)への排出基準

(上限を示す mg/L)

第2-5表 内水(グループC—養殖用)への排出基準 (上限を示す mg/L)

Determinand	Flow rate (m ³ /day)	≤100	>100 and ≤500	>500 and ≤1000	>1000 and ≤2000
pH (pH units)	6-9	6-9	6-9	6-9	6-9
Temperature ('C)	30	30	30	30	30
Colour (lovibond units) (25mm cell length)	1	1	1	1	1
Suspended solids	20	10	10	5	
BOD	20	15	10	5	
COD	80	60	40	20	
Oil & Grease	1	1	1	1	
Boron	10	5	4	2	
Barium	1	1	1	0.5	
Iron	0.5	0.4	0.3	0.2	
Mercury	0.001	0.001	0.001	0.001	
Cadmium	0.001	0.001	0.001	0.001	
Silver	0.1	0.1	0.1	0.1	
Copper	0.1	0.1	0.05	0.05	
Selenium	0.1	0.1	0.05	0.05	
Lead	0.2	0.2	0.2	0.1	
Nickel	0.2	0.2	0.2	0.1	
Other toxic metals individually	0.5	0.4	0.3	0.2	
Total toxic metals	0.5	0.4	0.3	0.2	
Cyanide	0.05	0.05	0.05	0.01	
Phenols	0.1	0.1	0.1	0.1	
Sulphide	0.2	0.2	0.2	0.1	
Fluoride	10	7	5	4	
Sulphate	800	600	400	200	
Chloride	1000	1000	1000	1000	
Total phosphorus	10	10	8	8	
Ammonia nitrogen	2	2	2	1	
Nitrate + nitrite nitrogen	30	30	20	20	
Surfactants (total)	2	2	2	1	
E. coli (count/100ml)	1000	1000	1000	1000	

第2-6表 内水（グループD—レクリエーション用）への排出基準
(上限を示す mg/L)

第2-7表 ToloおよびPort Shelter管理水域海岸部 (coastal waters) への排出基準
(上限を示す mg/L)

第2-8表 Deep Bay管理水域海岸部への排出基準
(上限を示す mg/L)

第2-9表 Victoria Harbour管理水域沿岸 (inshore waters) への排出基準
(上限を示す mg/L)

第2-10表 Victoria Harbour管理水域海域 (marine waters) への排出基準
(上限を示す mg/L)

第2-11表 Southern Mirs Bay, Junk Bay, North Western, Eastern Buffer, Western Buffer管理水域沿岸への排出基準 (上限を示す mg/L)

第2-12表 Southern Mirs Bay, Junk Bay, North Western, Eastern Buffer, Western Buffer管理水域海域への排出基準
(上限を示す mg/L)

2. 大気汚染

排出規制を盛り込んだ大気汚染管理条例（Air Pollution Control Ordinance, 1983）（1990年の改正でアスベストに対応）を中心として、火力発電所などの排出規制を規定した Specified Process Regulations, 工業地域で問題となっていた SO₂, NO_x の規制を盛り込んだ Fuel Restriction Regulations, 煙突からの排煙規制も Smoke Regulations の改正で強化された。乗合自動車の排出規制を規定する Road Traffic Regulations などがある。

次に大気汚染管理条例の概要を述べる。⁽⁵⁾

(a) 大気質管理地域及び大気質目標（6—8条）

大気汚染物質の排出規制のため総督は香港のどの地域でも大気質管理地域を設定できる。それぞれの地域には大気質保全のために大気質目標が設定される。

(b) 大気汚染物質の削減（9, 10条）

大気汚染物質によるニューサンスがあると当局（Air Pollution Control Authority）が判断した場合、当局は施設の所有者に対し当該施設からの汚染物質の排出削減を通達する。さらに汚染物質によるニューサンスが健康に有害である場合は、当局は所有者に対し汚染物質の排出をやめるよう要請する。もし、通達によって施設の所有者が汚染物質のニューサンスを排除しなかった場合、5万ドルの罰金が課せられる。ニューサンスが継続するようであれば15分毎に100ドルの罰金が課せられる。

裁判所は当該通知にある大気汚染物質のニューサンスが存在しない限り罰金を課すことはない。

(c) 設備の変更、適切でない燃料の使用禁止（30条）

大量の大気汚染物質を排出する設備は改変される必要があり、大気汚染物質除去のため適切でない燃料の使用は禁止される。通知の要請にしたがわない場合は3万ドルの罰金が課され、排出が継続される場合は1日5000ドルの

罰金が加算される。

(d) 指定工程あるいは有害な排出 (11, 12条)

指定工程はよりきびしい規制を受ける。施設の所有者は有害な大気中への排出を防止する実行可能な最良の措置をとることが要請され、違反に対しては5万ドルの罰金が課され、排出が継続すれば1日当たり5000ドルの罰金が加算される。但し工程が通知された方法で行われていることを立証すれば罰金は課されない。

(e) 指定工程で利用される既存設備の登録 (19, 20A条)

官報で公布される命令によって指定工程のために利用される既存の施設の登録が要請される。命令の公布後6カ月以内に施設の所有者は施設の存在を当局に通知する必要がある。期限内に通知を怠った場合、あるいは虚偽の情報を持らせた場合、5000ドルの罰金が課せられる。

(f) 指定工程の施設の利用に必要とされる許可 (13, 15A条)

登録後に指定工程を行いたい施設の所有者は許可を申請する必要がある。許可なしに指定工程を行ったものは5万ドルの罰金が課され、違反が継続する場合は1日当たり、5000ドルの罰金が加算される。

(g) 許可の取得、更新、変更、移転の申請 (14, 15, 16, 17, 18, 18A, 38, 39, 40条)

指定工程の許可を得ようとするものは定められた様式で当局に申請する。申請は申請者の費用で新聞に、英語及び中国語で公示される。申請の詳細は縦覧のため登録簿に記載される。申請が新聞に公示された40日後に申請に対し許可するかしないかを決定することができる。通知後30日以内に大気質を達成していないこと、あるいは有害な排出が健康に害を及ぼすことを理由に何人も申請の許可に対し異議を申し立てることができる。この場合情報収集のため申請者及び異議申し立て人の双方から聴聞を行うことができる。情報の公開が申請者の私的な利益あるいは公益に反すると確信した場合、長官(Secretary for Health and Welfare)は申請に関し情報の公開を差し控えることができる。

許可を受けたものは条件の変更及び更新のため申請をすることができる。許可の譲渡の場合譲渡人と被譲渡人は当局に共同で申請しなければならない。

(h) 許可条件の適用除外 (19, 20, 21, 23, 26A条)

指定工程の実施のために利用される施設の所有者は施設の存在を正式に当局に通知した後、許可条件の適用が除外される。適用除外の条件を変更する場合は通知が必要である。

但し次の2つのカテゴリーに属する施設は対象とならない。ひとつは条令の第3表に記載された工程であり、もうひとつは土地条令 (Crown Land Ordinance) に違反して借地の上に不法にたてられた施設である。

(i) 許可の取消、変更あるいは許可の適用除外、救済 (17, 22, 24, 25条)

次の場合には当局は許可、適用除外を変更、取り消すことができる。

- ① 指定工程の継続が健康に被害を及ぼすおそれがある場合
- ② 公益上必要な場合

(j) 許可条件の違反 (30A条)

許可条件に違反した所有者は2万ドルの罰金が課され、違反が継続する場合1日毎に5000ドルの罰金が追加される。

(k) 登録簿の保有 (39条)

当局は一般の縦覧のために登録簿を保有しなければならない。

(l) 情報収集及び工場、工程の検査権限 (27, 28, 29条)

当局は通達により情報の提供を個人に求めることができる。通達違反に対しては5000ドルの罰金が課される。権限のある当局は住居に利用されている場合を除き施設に令状なしで立ち入る権限を有している。当局は、次の権限を有する。

- ① 煙突及び関連施設の検査
- ② 排出汚染物質、利用燃料のサンプルの採取
- ③ 煙突、関連施設、工程の操業で使用された過程の監督及び記録
- ④ 煙突、関連施設、工程に関する書類の写しの要請
- ⑤ 必要に応じた検査

故意に権限の行使を拒否し、遅滞させ、虚偽の情報を与えたものは5000ドルの罰金が課される。

(m) 上訴 (31, 32, 33, 34, 35, 36条)

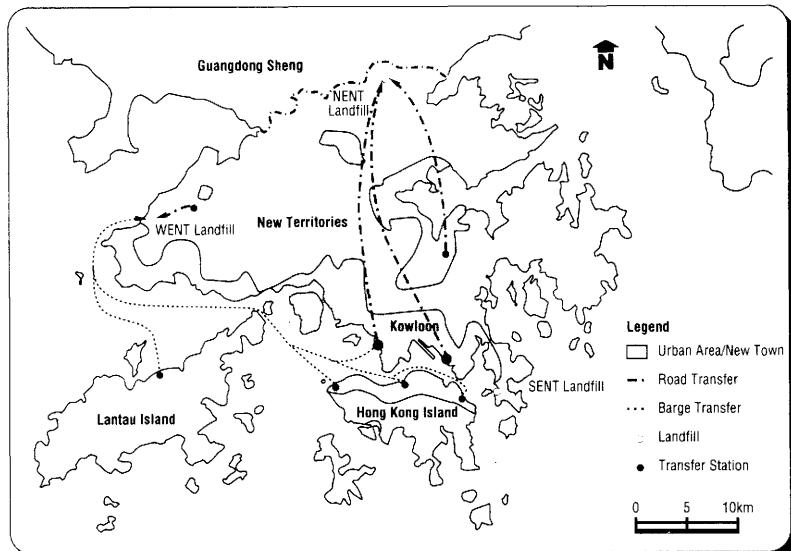
当局の決定、要請に対し申請者は上訴委員会に上訴することができる。上訴は決定、要請の通知を受け取った後、21日以内に上訴の通知を指定された書式で提出することによってなされる。上訴委員会は決定、要請を確認、破棄、変更することができる。公益上、委員会の決定の再審理が必要である場合、当局は総督に事件を付託することができる。

大気管理地域での大気質目標は第3表(184ページ)のとおりである。

3. 廃棄物

家畜廃棄物の蓄積、処理、廃棄を一定区域で禁止することを盛り込んだ

第8図



Waste Disposal Ordinance (1980), Waste Disposal (Livestock) Regulations (1988)があり、廃棄物条令の範囲で廃棄物処理計画がたてられている。⁽⁶⁾香港では廃棄物の焼却処理および埋め立て処理が行われているが、この計画によって廃棄物処理戦略実施に関しては進展がみられる。この戦略は香港全域から集められた廃棄物を新界地区にある埋立地に運び、運搬のための中継点網を構築している（第8図参照）。

化学廃棄物については、環境保護署が化学廃棄物発生から処理までを管理するChemical Waste Regulationsが予定されている。

アスベストについてはアスベスト廃棄物行動計画（Asbestos Waste Action Plan）が定められ安全管理が行われている。

⁽⁷⁾ 次に廃棄物処理条令の概要を述べる。

(a) 廃棄物処理の禁止 (16, 17条)

廃棄物処理の許可を受けないで廃棄物処理のため土地を使用してはならない。但し次の場合を除く。

- ① 住居内で行われる家庭ゴミの処理
- ② 埋立に使われる物質の沈積
- ③ 農業の過程で使われる物質の沈積
- ④ 土木署により土地が使用された場合の廃棄物の処理

廃棄物の処理にあたっては事前に廃棄物の種類、量について書面による通知をしなければならない。処理にあたっては書面による指示にしたがわなければならぬ。

(b) 罰金 (18条)

16, 17条違反者は、最初の違反については5万ドル、次からは10万ドルが課される。違反が継続する場合は1日に付き500ドルが付加される。

(c) 香港への廃棄物移動禁止 (20条)

許可なく処理のために廃棄物を香港に持ち込んだものは5万ドルの罰金が課せられる。署長(Director of Environmental Protection)は廃棄物の処理を中止し裁判所は廃棄物の除去を命じることができる。

第3表 大気質目標 1立法メートル当たりのマイクログラム濃度（25度C）

汚染物質	1時間	8時間	24時間	3カ月	1年
二酸化硫黄	800		350		80
総浮遊微粒子			260		80
呼吸可能浮遊微粒子 (名目空力直径10マイクロ メータ以下)			180		55
二酸化窒素	300		150		80
一酸化炭素	30000	10000			
光化学オキシダント	240				
鉛				1.5	

(出所) Air Control Zone (Consolidation) Statement of Air Quality Objectives, 注1 p.97

第4表 騒音基準（上限）

騒音源 基準	航空機 Kai Tak空港	New Chek Lap Kok空港	ヘリコプ ター dB	自動車 dB	列車
住宅	30	25	85	70	
ホテル	30	25	85	70	$L_{eq}=65\text{dB}$
事務所	30	30	90	70	(24時間)
教育施設	30	25	85	65	
教会, 裁判 所	30	25	85	65	$L_{max}=85\text{dB}$
病院, 老人 ホーム	30	25	85	55	$(23\text{時}-7\text{時})$
劇場, 図書 館, 公園	利用状況, 範囲による			地域による	

(出所) Hong Kong Planning Standards & Guidelines Chapter 9.

(d) 許可 (21条)

廃棄物の収集を行おうとするものは許可の申請をしなければならない。許可しない場合は理由と共に30日以内に許可しない旨の通知を行わなければならない。

(e) 権限 (23条)

権限ある当局は廃棄物の収集、集積、処理、運搬に利用されていると疑いがある場合は条令の目的のために令状なしに施設に立ち入り、車両を停止させ、船舶に乗船することができる。廃棄物処理施設の検査、工程の監督、サンプルの採取を行うことができる。

条令のもとで機能、権限、義務の遂行上必要な情報を個人に求める権限を有し、違反者に対しては1万ドルの罰金が課される。

(f) 上訴 (24—29条)

許可及び許可条件に関する決定、要請に対し上訴委員会に上訴することができる。決定の通知を受領した後21日以内に上訴しなければならない。

公益上、上訴委員会の決定の再審理が必要である場合、当局は総督に事件を付託することができる。

(g) 家畜廃棄物の規制 (15条)

何人も家畜廃棄物禁止地域にある施設に家畜廃棄物を放置してはならない。違反者には最初の違反に対しては罰金が課される。

4. 騒音

次に騒音規制条令の概要を述べる。騒音規制条令 (Noise Control Ordinance) の規制対象となる騒音は住宅騒音、建設騒音、商工業騒音、個別機器・設備騒音である。⁽⁸⁾

(a) 家庭の設備及び公共の場所での騒音 (4, 5条)

住宅騒音について、テレビや冷房機の近隣騒音及び公共の場所での拡声器等の使用が規制される。4条は平日午後11時から午前7時までおよび祭日の

騒音を規制する。5条は動物、楽器、拡声器などの特定の騒音を規制する。

(b) 建設騒音（6—8条）

建設騒音については技術メモランダムにより平日午前7時～午後7時までの杭うち工事作業が許可（Construction Noise Permit）され、平日午後7時～午前7時及び祝日の杭うち作業は禁止される。この許可は申請によるが、審査にあたり、技術メモランダムの評価手続きにしたがって影響が評価され、騒音が受忍の限度内であると判断されれば許可される。動力機械装置の使用は平日午後7時～午前7時および日曜祭日に使用する場合は許可が必要である。この許可は申請によるが、審査にあたり、技術メモランダムの評価手続きにしたがって影響が評価され、騒音が受忍の限度内であると判断されれば許可される。

(c) 技術メモランダム（9—12条）

技術メモランダムには許可の際の技術的原則やどのような条件が許可に含まれるべきかが規定される。

(d) 家庭の設備、公共の場所、建設現場以外の場所からの騒音（13条）

次の騒音の場合に騒音軽減の通達（Noise Abatement Notice）によって規制される。

① 騒音評価のために技術メモランダムに盛り込まれた受忍騒音レベルの目標となる技術規準に合致していない場合

② 他人の迷惑となる騒音源の場合

③ 規則（Regulations）の基準に合致しない場合

(e) 騒音を発生する製品の規制（14—17条）

香港で利用される目的で製造、輸入、販売が行われ、規則の騒音基準に合致しない場合は違反となる。製品の騒音レベルが前もって確定されるよう規則はテストを要請している。

(f) 上訴（18—23条）

当局の行った杭うちのための建設騒音許可、騒音軽減通達などに関する決定、要請に対し、上訴が認められている。上訴委員会は決定、要請を確認、

棄却、変更することができる。騒音削減通達に関する上訴の場合、通達は上訴の判断が行われるまで実施は留保される。

(8) 罰則

条令に違反した場合、近隣騒音は5000ドル、建設騒音、産業騒音などは最初の違反に対し5万ドル2番目からは10万ドルが課せられる。

騒音基準は第4表(184ページ)のとおりである。

5. 都市計画

環境保全と都市計画は密接にかかわり合っているが、都市計画条令を中心として環境保全のための都市計画が立案される。次に現行の都市計画法制について述べる。現行の都市計画条令については問題点が指摘され条令見直しの提案がなされている。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

(1) 計画策定過程

総督が計画策定のために都市計画委員会を設け、そこで計画案が策定される。計画案は2ヵ月間、公示され、その間に関係者は異議を唱えることができる。異議は都市計画委員会の面前で唱えることもできる。異議を考慮して都市計画委員会は計画案に修正を加えることができる。異議のヒアリング後都市計画委員会は計画案を異議の詳細および決定の理由と共に承認のため総督に提出する。

公示とは別に計画に関して協議が行われるが、計画案の公示の前に地方委員会との協議が行われるのが通常である。

(2) 計画申請

16条は都市計画委員会に許可権限を与えており、申請受領後2ヵ月以内に都市計画委員会は申請を許可するかどうかを決定する。許可が行われない場合、17条に基づいて都市計画委員会に決定の再検討を申請する。再検討は再

検討の申請の受領後3カ月以内に行われる。再検討に関する決定に不服なものは上訴することができる。申請者は必ずしも土地の所有者である必要はなく所有者の同意なくして申請が行える。申請が行われたことを公表する規定はないので開発によって影響を被る人は許可申請を知らないことがある。

(3) 開発規制

1991年の都市計画条令 (Town Planning (Amendment) Ordinance, 1991) は直接的な規制権限を導入したものである。ただしその権限の範囲は開発許可地域 (Development Permission Area) に限定されている。したがって開発許可地域以外の地域は建築物条令 (Buildings Ordinance) の規制にかかる。1991年の都市計画条令は開発許可地域では次の場合以外は開発を行い継続してはならないとする。

- (a) 開発が既存の利用である場合
- (b) 開発許可地域計画のもとで開発が許可されている場合
- (c) 開発許可が開発計画委員会で承認されている場合

無許可の開発が行われていると信ずる合理的な根拠がある場合、土地の所有者、占有者に対し回復の通告 (Reinstatement Notice) を計画局は発する権限を有し、早急に原状に戻すことを要請する。無許可の開発が環境に悪影響を及ぼす場合は相当な期間内に中止通告 (Stop Notice) が発せられ、開発の中止および環境保全の措置をとることが要請される。通告の要請に従わない者は罰金が課せられる。

(4) 収用

4条(2)は計画の障害となる土地の収用を総督に進言する権限を都市計画委員会に付与している。収用は土地収用条令 (Crown Lands Resumption Ordinance) のもとで公共目的のために行われる。

また、実務の上で、重要な役割を果たしているのが香港の計画基準およ

び、ガイドライン (Hong Kong Planning Standards & Guidelines) である。

1985年にガイドラインができて以来、第9章に設けられた環境の章は土地利用計画に環境の要素を考慮する手段であった。1990年に近年の法律の改正および環境計画の基準を強化するために第9章の改正・拡充がなされた。第9章は公共および民間の開発に際し、環境を考慮したガイドラインを規定している。ガイドラインは法令と密接に関連しており、実務上、重要な位置を占めている。ガイドラインの目的とするところはコミュニティの健康と福祉の保障である。この中で環境計画に関する部分がある。環境計画のめざすところはよりよい環境の達成である。すなわち新規開発の際の場所の選定や計画にあたって環境の影響を考慮にいれて環境問題が発生しないようにすることと、都市再開発で生じる環境改善の機会をとらえることである。

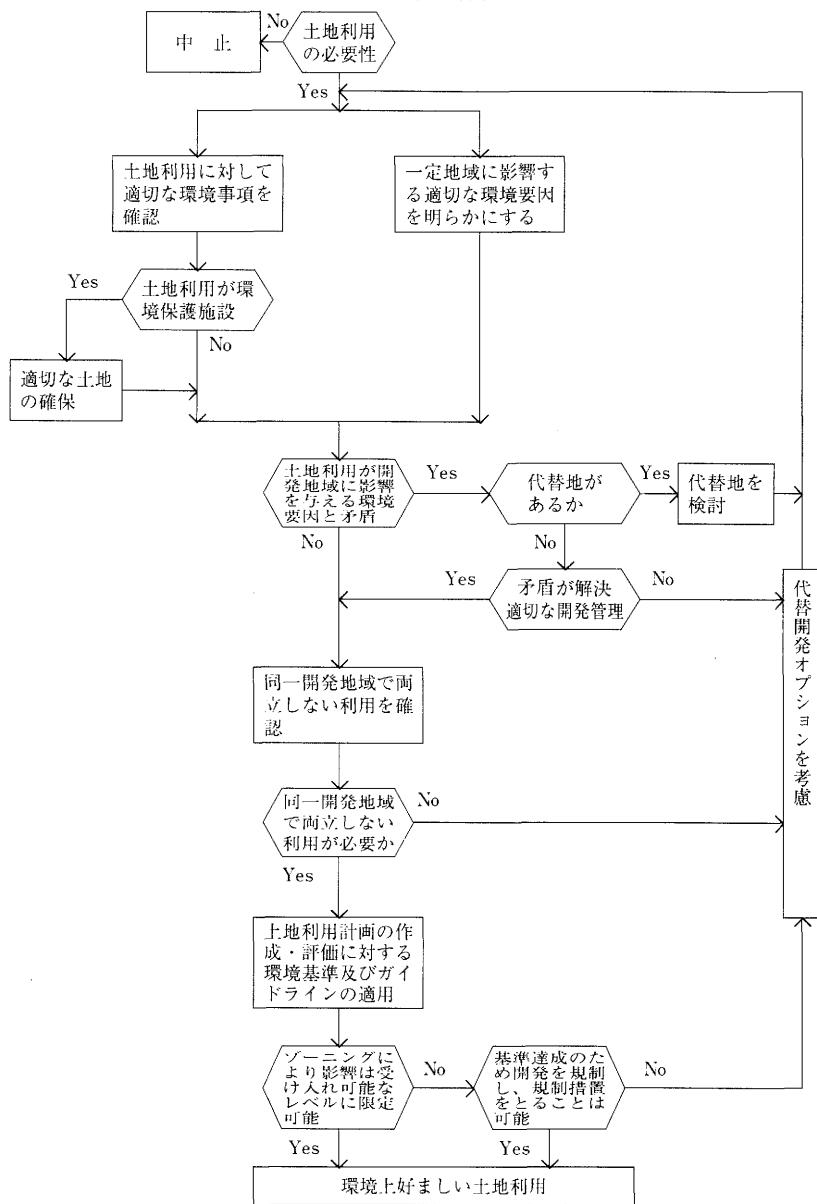
環境計画は、開発地域の土地利用が環境にマッチしたものであるか、同一開発地域の土地利用が相互に両立するか、環境上適切な施設が開発から生じる廃棄物および排水の処理を確保するために供給されているかに焦点を当てている。第9図に示す環境計画に関するフローチャートがこのことを表している。⁽¹¹⁾

6. 環境影響評価

香港では公共部門および民間部門のプロジェクトに対し環境影響評価が行われている。民間部門のプロジェクトについてはAdvice Note 2/90により、審査手続がとられる。公共部門のプロジェクトについても同様の審査がなされ、Lands and Works Branch Technical Circular No.9/88で処理されることになる。

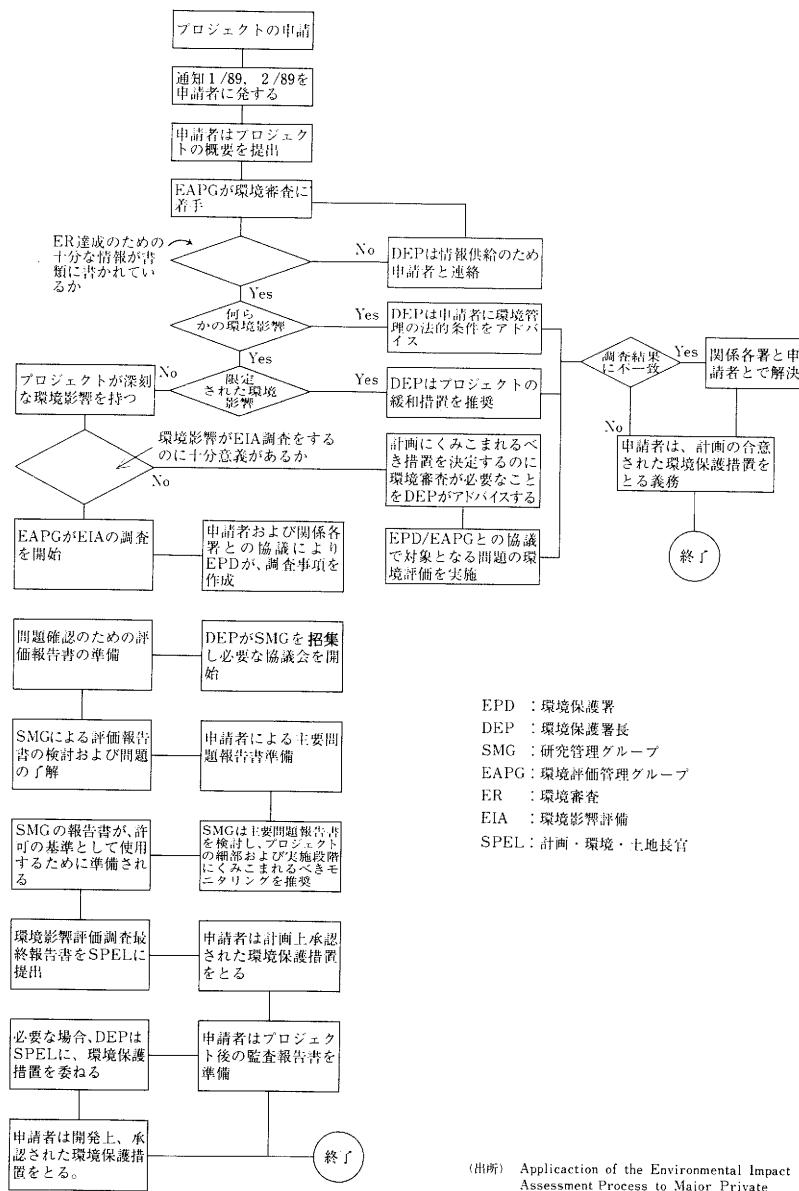
香港における民間部門のプロジェクトの環境影響評価制度は、第10図に示すとおりである。⁽¹²⁾

第9図 環境計画



(出所) Hong Kong Planning Standards & Guidelines, Chapter 9: Environment から作成。

第10図 環境アセスメント



(1) 環境審査 (Environmental Review)

申請者は計画の概観を書面によって環境保護署に通知しなければならない。この通知を受けて、環境保護署（環境アセスメントおよび計画グループ）は環境審査を開始することになる。環境審査の目的は、計画が環境影響評価のプロセスに沿った範囲でなければならないのを申請者にあらかじめ通知する点にある。審査のため開発者から計画に関して一定の情報を得るため会合がもたれる。

環境審査の完了に続き環境保護署は次のどのカテゴリーに該当するのかを申請者に知らせる。

- (a) 計画の策定および実施が環境に影響を及ぼさない場合。
- (b) 計画が環境に影響をおよぼす限定的可能性を持っている場合。
- (c) 計画が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合。この場合は環境保護署は環境影響調査が必要なことを通知する。
- (d) 計画が重大な影響を環境に及ぼす場合。この場合は十分な環境影響評価調査が必要である。

(2) 環境評価調査 (Environmental Assessment Study)

環境審査によって著しい影響を及ぼすとされた場合、環境評価調査が必要である。環境評価調査は環境評価ワーキング・グループ（関係署および環境保護署の専門家グループがメンバー）の主導で行われる。

(3) 環境影響評価調査 (Environmental Impact Assessment Study)

アセスメントの範囲と性質は環境影響評価調査の調査事項（Terms of Reference）により定められる。

環境影響評価調査管理の手続きは次のとおりである。

- (a) 環境影響評価調査は環境評価および計画グループによって行われる。このグループは関係各署および環境保護署の専門グループと連絡をとっている。
- (b) 環境影響評価調査の調査事項は環境保護署によって準備され、申請者お

より関係各署が承諾する。

- (c) 環境保護署は、環境影響評価調査を検討するため調査管理グループ(Study Management Group)を招集する。このグループは、計画申請者およびコンサルタントに加えて環境保護署および関係各署の代表で構成される。その役割はアセスメントの針路を決めるだけでなく、計画に関する各署間の協議に力点がおかかれている。

環境影響評価調査は2つの段階を経る。

- (a) アセスメント段階

主要な問題点を確認するためおよびプロジェクトに関する原則的決定がなされるのを可能にするために十分な情報の提供を目的とする。

- (b) 評価段階

細部にわたって問題点を説明し、プロジェクトの計画実施段階に統合されるのに必要な環境モニタリング、評価条件を確認する。

環境影響評価調査の完成にあたって環境保護署は調査結果に関するアドバイスをPlanning Environment and Landsの長官(Secretary)および申請者に送付する。環境影響評価調査結果および調査管理グループの勧告は環境保護要件を設定する基礎として利用される最終報告書に文書化される。

最近、環境影響評価で問題となったのがPADS(Port and Airport, Development Strategy)である。PADSは、①新空港および北ランタウ地域開発、②港湾関係プロジェクト、③輸送関係プロジェクトに分かれインフラ整備のプロジェクトであるが、埋立による水質汚染、建設とともに騒音・振動、鉄道の騒音・振動、自動車の排気ガスによる大気汚染などが心配されている。

香港ではPADSの環境影響評価報告書は公表されておらず一般の人が入手することは難しい。PADSに対しては開発に際しての環境破壊が指摘されている。

V 紛争処理

現在のところ環境問題に関する訴訟は起こされていない。環境問題に対し
(13)
 ては苦情処理という形で処理されるのが一般的である。

後述するように上訴委員会への提訴・判決という形で行政上の救済がなされている。

各条令は上訴の制度を有しているが、ここでは大気汚染の分野での上訴を
(14)
 取り上げる。

大気汚染管理条令では第6章の上訴の規定に基づいて Air Pollution Control (Appeal Board) Regulationsが上訴委員会への上訴の手続きを定めている。すなわち決定を受け取った後21日以内に上訴人は理由を明記した書面による上訴通知の送付により、上訴を開始することができる。上訴通知受領後、議長は直ちに審査の日時、場所を決定し、上訴人に通知する。

委員会は証人を召喚することができ、審査は原則として公開で行われる。委員会の許可がなければ上訴理由を変更することはできず、変更を行った場合は書面によって議長および関係当事者に通知しなければならない。審査では上訴理由の性質および証拠の審査、委員会の決定がなされる。

以上のような手続きによって上訴が行われた事例があるのでここに紹介する。
(15)

事案は上訴人は Tsing Yi 産業センターの占有者であったが、上訴人が占有する以前に1986年12月の時点で工場操業者によって建てられた32の屋上煙突があった。既に1986年12月以前に工場設置計画が提出され、環境保護署の許可がおりていた。1986年12月までにセンターから排出される煙に関する近隣住民からの苦情に答えて環境保護署は排気筒および煙突の申請許可を却下した。その根拠は大気汚染管理条令9条に違反した設備に対し許可しない権限を与えた規則8条に基づいている。

上訴委員会は上訴を認める判断をした。事実認定の論拠として条令違反は現操業者によって行われたものであり、大気汚染を引き起こすかもしれない新たな申請に対し、環境保護署は申請を却下する管轄権を有していないとした。⁽¹⁶⁾ 本件判断に対しては批判がある。

V 越境汚染問題

香港は中国と国境を接しており、中国からの水に多く依存しているため自ずと越境汚染問題が生じている。華南経済圏の形成とともに深圳経済特別区もインフラ整備が優先されるため環境保護対策を十分行えない状況である。その中で中国との環境協力で下水処理に関して環境保護署およびPearl River Water Resources Commissionを中心に行われつつある。また、中国と香港の環境協力が認識されている。越境汚染に関する香港一広東連絡会が設立され1990年7月の会合でDeep Water Bay水域を保護する政策アプローチ⁽¹⁷⁾に関し合意した。これを契機に今後、他の環境保護の分野でも協力がすすんでいくと思われる。

おわりに

香港の環境保護をめぐる法制度を中心に述べてきたが、越境汚染の問題などこれから解決していくべき環境問題がまだ多く残されている。香港の水質汚濁、廃棄物、大気汚染、騒音などは深刻化しているといわれている。香港の工場経営者は利潤を生み出さない環境保護投資は、生産コストの増加につながり国際競争力を減殺しかねないとする。⁽¹⁸⁾ このような状況のなかで香港が1997年中国に返還されてからの環境法がどうなるかの関心が高まっているが、経済の発展にともなって生じてくる香港側の環境問題をまず解決する必

要がある。

香港政府は現状の分析を通じて環境法制及び戦略の整備を行ってきている。

[注] —————

- (1) *Environment Hong Kong 1991*, pp.44-47.
- (2) Lam Kin-che, "The Environment," *The Other Hong Kong Report*, p.338, The Chinese University of Hong Kong, 1989.
- (3) *Pollution in Hong Kong-Time to Act*, June, 1989.
- (4) *Water Pollution Control Ordinance Chapter 358 (Laws of Hong Kong)*.
- (5) *Air Pollution Control Ordinance, Chapter 311*.
- (6) *Waste Disposal Plan for Hong Kong, Planning, Environment and Lands Branch*, December, 1989.
- (7) *Waste Disposal Ordinance, Chapter 354*.
- (8) *Noise Control Ordinance, Chapter 354*.
- (9) *Town Planning Ordinance, Chapter 131*.
- (10) *Comprehensive Review of the Town Planning Ordinance*, July, 1991.
- (11) *Hong Kong Planning Standards & Guidelines, Chapter 9*.
- (12) *Advice Note 2/90, Application of the Environmental Impact Assessment Process to Major Private Sector Projects*, Environmental Protection Department, Environmental Assessment and Planning Group, February, 1990.
- (13) 前出 注1
- (14) *A Guide to the Air Pollution Control (Appeal Board) Regulations*, Environmental Protection Department, January, 1989.
- (15) Kam Kong Dyeing Factory v. Authority Air Pollution Control, Appeal Board, Air Pollution Appeal, Nos. 1-9 of 1987, *Hong Kong Law Journal*, Vol.18.
- (16) Michael J. Downey, "Case Comments," January, 1988, pp.111-117.
- (17) *Hong Kong*, 1991, p.360.
- (18) 『日刊工業新聞』1991年10月25日

次に参考として環境関連の法令をまとめて掲げる。

水質

- (1) *Water Pollution Control Ordinance*
設定された管理地域内では家庭雑廃水以外の下水への排水は許可制とされている。

- (2) Water Pollution Control (General) Regulations
条令に実際上の効果を付与する。
- (3) Water Pollution Control (Appeal Board) Regulations
条令のもとで出された命令に対し上訴の手続きを定める。
- (4) Water Pollution Control (Tolo Harbour & Channel Water Control Zone) Order
条令のもとで Tolo Harbour および Channel を管理水域に設定する。
- (5) Water Pollution Control (Appointed Days) Order, 1987
1987年 4月 1日を Tolo Harbour & Channel 水域の管理実施の日に指定する。
- (6) Water Pollution Control (Southern Water Control Zone) Order, 1988
条令のもとで香港島の南水域ならびに Lantau 島の南および南東水域を管理水域に設定する。
- (7) Water Pollution Control (Southern Water Control Zone) (Appointed Days) Order, 1988
1988年 8月 1日を Southern Water 管理水域において家庭廃水の排水に関する管理施行の日に指定する。
- (8) Water Pollution Control (Southern Water Control Zone) (Appointed Days) (Consolidation) Order
1989年 8月 1日を Southern Water 管理水域において家庭廃水以外の排水に関する管理施行の日に指定する。
- (9) Water Pollution Control (Junk Bay Water Control Zone) Order, 1989
条令のもとで Junk Bay を管理水域に設定する。
- (10) Water Pollution Control (Junk Bay Water Control Zone) (Appointed Days) Order
1989年 8月 1日を Junk Bay 水域の管理施行の日に指定する。
- (11) 1989 Water Pollution Control (Port Shelter Water Control Zone) Order, 1989
条令のもとで Port Shelter を管理水域に設定する。
- (12) Water Pollution Control (Port Shelter Water Control Zone) (Appointed Days) Order, 1989
1989年 8月 1日を Port Shelter 水域の管理施行の日に指定する。
- (13) Water Pollution Control (Deep Bay Water Control Zone) Order, 1990
条令のもとで Deep Bay を管理水域に設定する。
- (14) Water Pollution Control (Deep Bay Water Control Zone) (Appointed Days) Order, 1990
1990年 12月 1日を Deep Bay 水域の管理施行の日に指定する。
- (15) Water Pollution Control (Mirs Bay Water Control Zone) Order, 1990

Mirs Bay およびビクトリア・ハーバー東水域を管理水域に設定する。

- (16) Water Pollution Control (Mirs Bay Water Control Zone) (Appointed Days) Order, 1990

1990年12月1日をMirs Bay 水域の管理施行の日に指定する。

- (17) Buildings Ordinance

新設のビルは適切な廃棄物処理施設を設けることを必要とし、ビル内のダスト シュート、下水路、石油貯蔵設備の設計管理を規定する。

- (18) Buildings Ordinance (Application to the New Territories)

(17)と同じ。

- (19) Waste Disposal Ordinance

都市での家畜の飼育を禁止し、計画管理区域内での家畜廃棄物の投棄管理を規定する。

- (20) Public Health and Municipal Services Ordinance

下水道への有害物質の排出管理、海水浴場、プール、井戸の汚染管理を規定する。

- (21) Dumping Sea Act 1974 (Overseas Territories) Order, 1975

許可なく海洋への投棄を禁止する。

- (22) Foreshores & Sea Bed (Reclaimations) Ordinance

埋立および海岸、海底の管理を規定する。

- (23) Shipping & Port Control Ordinance

陸上および海上起因の油汚染ならびに、船舶および港湾活動による廃物投棄を禁止する。

- (24) Merchant Shipping (Prevention of Oil Pollution) Regulations, 1984

船舶からの油汚染管理の実施。

- (25) Merchant Shipping (Control of Pollution by noxious liquid substances in bulk) Regulations, 1987

船舶からの有害な液体の無差別な排出管理を行う。

- (26) Waterworks Ordinance

上水道への汚染排水を禁止する。

- (27) Radiation Ordinance

放射性物質の使用および廃棄を管理する。

- (28) Fisheries Protection Ordinance

漁業に爆発物および毒物を使用することを禁止する。

- (29) Summary Offences Ordinance

海洋への投棄を含んだ投棄に関する罪を規定する。

大気

(1) Air Pollution Control Ordinance

固定発生源からの大気汚染の管理を規定している。総督は大気管理地域を指定でき、各地域で大気質目標が設定される。

(2) Air Pollution Control (Smoke) (Amendment) Regulations, 1990

固定燃焼源からの黒煙の規制。

(3) Air Pollution Control (Furnaces, Ovens & Chimneys) (Installation & Alteration) Regulations, 1990

適切な計画確保のため暖房炉、オーブン、煙突の設置および改造計画の報告を必要とする。

(4) Air Pollution Control (Dust & Grit) Regulations

Air Pollution Control Ordinanceのもとで管理される大気への排出を評価する手続きと必要条件を規定する。

(5) Air Pollution Control (Appeal Board) Regulations

Air Pollution Control Ordinanceのもとで決定、条件等で権利を侵害された人の上訴を規定する。

(6) Air Pollution Control (Air Control Zone) (Declaration) Order, 1986

Harbour および Tsuen Wan を大気管理地域とすることを規定する。

(7) Harbour Air Control Zone & Tsuen Wan-Kai Chung Air Control Zone Statement of Air Quality Objectives

Harbour および Tsuen Wan-Kai Chung 大気管理地域の法定大気質目標を規定する。

(8) Air Pollution Control (Air Control Zone) (Declaration) Order, 1989

Junk Bay, Lantau, Fanling-Sha, Tau Kok Port Shelter, South Hong Kong, Island-Lamma, Tolo, Tuen Mun, Yuen Long を大気管理地域とすることを規定する。

(9) Air Control Zone Statement of Air Quality Objectives

Junk Bay, Lantau, Fanling-Sha, Tau Kok Port Shelter, South Hong Kong, Island-Lamma, Tolo, Tuen Mun, Yuen Long の大気管理地域の法定大気質目標を規定する。

(10) Air Pollution Control (Specified Processes) Regulations

新設の電気、セメント、塩素、石油化学、ガスなど23種類の指定施設の許可および既存施設の登録を規定する。

(11) Air Pollution Control (Specified Processes) Regulations 1987 (Commencement) Notice 1987

1987年10月2日をRegulation実施の日と総督が指定したことを規定する。

- (12) Air Pollution Control (Specified Processes) (Specification of Requirement Particulars & Information) Order, 1987
既存設備の所有者による情報および仕様書の大気汚染管理局への提供を規定する。
- (13) Air Pollution Control (Fuel Restriction) Regulations, 1990
重量が0.5%以上の硫黄を含む液体燃料、摂氏40度で6セントィストーク以上の粘性を持つ液体燃料の使用および重量が1%以上の硫黄を含む固体燃料の使用の禁止を規定する。
- (14) Buildings (Demolition Works) Regulations
埃によるニューサンス防止を含んだビル破壊を規制する。
- (15) Ozone Layer Protection Ordinance, 1989
1985年のウィーン条約および1987年モントリオール議定書をうけてオゾン層破壊物質の製造、輸出入を管理する。
- (16) Public Health & Municipal Services Ordinance
埃およびガスの排出によるニューサンスの管理
- (17) Road Traffic Ordinance
道路交通、車両、道路使用者の規制、車両からの排出規制
- (18) Road Traffic (Construction & Maintenance of Vehicles) Regulations
車両のエンジンの排出規制および車両の排煙レベルの規制
- (19) Shipping & Port Control Ordinance
排煙管理を含む港、船舶の規制管理
- (20) Summary Offences Ordinance
公共の場所へのゴミの投棄管理を規定する。

廃棄物

- (1) Waste Disposal Ordinance
廃棄物収集および処理施設の許可制、都市部での家畜の飼育禁止、管理地域での家畜廃棄物の投棄管理を規定し、投棄方法について指示を与えることのできる関係各局に特定廃棄物の通知をしなければならないシステムの構築を規定する。廃棄物の収集・処理の包括的計画の作成を必要とする。
- (2) Waste Disposal (Livestock Waste) Regulations
公衆衛生あるいは汚染の危険を防止するため家畜廃棄物を扱う予防方法の策定。
- (3) Dumping Sea Act 1974 (Overseas Territories) Order, 1975
許可なく海洋投棄を禁止する。
- (4) Foreshores & Sea Bed (Reclamations) Ordinance

- 埋立および海浜、海底の利用管理を規定する。
- (5) Shipping & Port Control Ordinance
陸上起因および海上の油汚染の禁止ならびに船舶および港湾活動からの投棄を禁止。
- (6) Merchant Shipping (Prevention & Control of Pollution) Ordinance
船舶からの汚染防止および管理を規定する。
- (7) Merchant Shipping (Prevention of Oil Pollution) Regulations, 1984
マルポール条約に基づいて油汚染防止を実施する。
- (8) Merchant Shipping (Control of Pollution by noxious liquid substances in bulk) Regulations, 1987
マルポール条約に基づいて有害液体物質の排出管理を実施する。
- (9) Public Health & Municipal Services Ordinance
下水道への有害物質の排出管理、ビル内の廃棄物貯蔵の規制を規定する。
- (10) Country Parks Ordinance
ゴミの管理。
- (11) Summary Offences Ordinance
海洋を含んだゴミ投棄罪の規定。
- (12) Town Planning Ordinance
廃棄物管理を含んだ土地利用管理。
- (13) Buildings Ordinance
新設ビルの適切な廃棄物処理施設設置につき Building Authority に権限を与える、またビル内のダストシュートおよび石油貯蔵施設計画の管理を規定する。
- (14) Buildings Ordinance (Application to the New Territories)
(13)と同じ。
- (15) Agricultural Pesticides Ordinance
農薬の供給と利用の管理。
- (16) Dangerous Goods Ordinance
危険物を定め、貯蔵および移動を管理する。
- (17) Pharmacy & Poisons Ordinance
管理および許可された処理を規定する。
- (18) Dangerous Drugs Ordinance
劇薬の許可された処理を規定する。
- (19) Radiation Ordinance
放射性物質の利用および処理の管理を規定する。

騒音

- (1) Noise Control Ordinance
平日午前7時—午後7時までおよび祝日の建設騒音の規制。
工場および商業活動から生じる騒音管理（通気装置の騒音を含む）。
午後11時から午前7時までの近隣騒音の管理。
- (2) Noise Control (General) Regulations
(1)と同じ
- (3) Noise Control (Appeal Board) Regulations
騒音管理局に建設騒音許可を受けられなかった場合の上訴手続きを規定。
- (5) Road Traffic (Construction & Maintenance of Vehicles) Regulations
消音装置をつけていない車両の運転に対する罪を規定する。
- (6) Civil Aviation (Aircraft Noise) (Certification) Regulations
国際航空条約にしたがって香港を離着陸するジェット機は確認される。
- (7) Civil Aviation (Aircraft Noise) (Aircraft Classes) Notice
(6)と同じ。
- (8) Civil Aviation (Aircraft Noise) (Limitation on Landing or Taking Off of Aircraft) Notice
航空機の操縦者および所有者が予測できない緊急事態あるいは技術的な理由による場合を除き一定の時間は航空機の離陸および着陸は制限される。
- (9) Civil Aviation (Aircraft Noise) (Limitation on Operation of Engines & Auxiliary Power Units) Regulations
地上でのエンジン作動による騒音は一定の時間規制される。
- (10) Country Parks Ordinance
国立公園および特別地域への車両乗り入れ禁止、国立公園地域の植生保護、国立公園地域の看板および建物建設の禁止
- (11) Public Health & Municipal Services Ordinance
ラジオ、カセットテープレコーダー等による騒音に対する一般規定。

都市計画

- (1) Town Planning (Amendment) Ordinance (1991)
都市計画のレイアウトを行い、開発計画、ビル建設などの許可を規定する。
- (2) Buildings Ordinance
- (3) Building Regulations
- (4) Hong Kong Planning Standards & Guidelines